

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府長岡京市開田一丁目1番1号		平成23年 9月22日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 長岡京市役所 市長 小田 豊 電話 075-951-2121					
主たる業種	市町村機関						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度までに温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	「長岡京市役所地球温暖化防止実行計画」に規定されている体制で、計画を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,654.4 トン	3,375.8 トン	3,375.8 トン	3,375.8 トン	-7.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,480.2 トン	3,325.8 トン	3,325.8 トン	3,325.8 トン	-4.4 パーセント	
目標の根拠		昨年度の空調設備省エネ型への変更及び西山のCO2吸収分を考慮した結果、3年間で3%以上の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (従業員数)	3.76	3.69	3.67	3.65	-3.51 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		従業員数を原単位として、上記の根拠を基に3年間で3%以上の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		45.0 トン	45.0 トン	45.0 トン	45.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	蛍光灯の間引きと一部照明のLED化による電力消費量の削減を図る。					
	(24)年度	長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進。					
	(25)年度	長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	市役所より5キロ未満の徒歩または自転車通勤の者に対して、マイカー通勤の者より通勤手当を割増支給している。					
	上記の措置を採用する理由	割増支給をすることで、マイカーから徒歩、自転車通勤への変更を促すことが出来ると考えられるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	50.0 トン	50.0 トン	50.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	50.0 トン	50.0 トン	50.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市の面積の約4割を占める西山を整備するために、森林所有者、地域住民、企業、NPO、大学などと連携して活動に取り組んでいる。また、小中学生に対して、西山で環境教育を行っている。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。